

大阪市社会的養育推進計画 中間報告

令和元年12月

大阪市こども青少年局こども家庭課

社会的養育推進計画に記載することとされている事項

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 代替養育を必要とするこども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

1 大阪市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

基本的な考え方

大阪市では、平成30年度末現在、児童虐待をはじめとする様々な理由で、児童養護施設等や里親等のいわゆる代替養育先で生活しているこどもの人数は、1,168人にのぼっている。

代替養育先で生活しているこどものうち、83.3%のこどもたちが児童養護施設や乳児院で生活しているが、大阪市が所管する社会的養護関係施設の特徴としては、大規模施設が多いということが挙げられ、特に児童養護施設においては、定員規模が100名を超える施設が10施設中3施設という状況である。

大阪市においては、国から示された「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を受け、平成27年度から平成41（2029）年度までの15年間で、施設におけるこどもの養育単位の小規模化や里親委託の推進等の目標を定めた都道府県計画（大阪市版）を策定し、家庭的養護の推進に努めてきた。

そのような中、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、こどもが権利の主体であると位置づけられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示された。

平成30年7月に国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、当該ビジョンを踏まえて、令和元年度末までに新たな計画を策定することとされた。

このビジョンで掲げられた取り組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していく。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

基本的な考え方

- i 措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、大阪市の実情に応じた取組を進める。
- ii 社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行う。
- iii 国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、こどもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定であり、大阪市においては、これを踏まえて取組を行う。

これまで及び今後の主な取組み

- ・「こどもの権利ノート」の配布
- ・学校現場における児童虐待防止啓発事業の実施
- ・体罰によらない子育てを推進する職員研修の実施
- ・社会的養護経験者等への意見聴取を行い、意見を踏まえたうえで施策判断し、実施をしていく
- ・こどもの権利を代弁する方策について、国からの通知に基づき仕組みを構築